

# 平成 27 年度 第一部会技術分科会 活動報告 (概要)

平成 28 年 6 月  
一般社団法人 日本消火装置工業会

## 1. 委員会

### (1) 委員構成

16 社 17 名で構成 ※平成 28 年 3 月末時点

### (2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 10 回 + 合同委員会 1 回 = 計 11 回 ※定例会は 2 回休会

## 2. 審議・確認事項

### (1) 公共建築工事標準仕様書の改訂意見 (了)

国土交通省からの依頼で平成 28 年度発刊予定の公共建築工事標準仕様書等の改訂意見を求められた。第一部会で検討し、意見書を提出すると共に、数回の協議を重ねて終了した。

### (2) ハウジング継手の耐熱性の問題について (継続)

工業会で行った実験結果から、乾式配管で使用するものの安全性に疑問があり、乾式配管への使用を自粛しているハウジング継手について、日本金属継手協会から今後の展望について相談があった。消防庁に相談中である旨回答すると同時に、消防庁へ本件の検討状況を問い合わせる等継続して活動している。

### (3) 屋内消火栓設備のポンプを利用したスプリンクラー設備の特例について (了)

昭和 62 年当時、病院に対するスプリンクラー設備の設置基準が 6,000→3,000 m<sup>2</sup>に改正された際、既存の防火対象物に対して屋内消火栓設備のポンプを利用したスプリンクラー設備の特例が示されている。この件について、消防庁より当工業会へ情報提供の依頼があり、調査したが、情報が集まらなかった。なお、当時の屋内消火栓設備は、同時開栓数の最大が 5 台だったので (現在は 2 台)、ポンプの能力も大きく、当時の特例基準は現在には当てはめられないのではという意見がほとんどであった。

### (4) スプリンクラー設備の耐震施工点検方法の検討 (継続)

耐震施工ガイドライン案に対するスプリンクラー設備の点検方法について、消防庁より当工業会へ検討の依頼があった。点検の方法としては、施工状況を寸法等でチェックする方法が考えられるが、具体的数値基準が無いので判定方法が曖昧になる等の問題もあり、結論が出ないまま現在に至っている。

### (5) パッケージ型自動消火設備の改正告示基準の検討 (了)

消防庁からの要請に基づき、275 m<sup>2</sup>未満の小規模施設を対象としたパッケージ型自動消火設備の告示基準案に対して審議検討を行い、意見書を提出した。最終的に、当工業会の意見の一部が反映された改正告示基準が平成 28 年消防庁告示第 3 号として発出された。

### (6) 水道連結型スプリンクラー設備での配管施工上の注意喚起リーフレット作成 (了)

耐衝撃硬質塩化ビニル管を使用し、接着剤で接合する工法を採用した場合において、当該接着剤が配管内部で垂れ落ち、スプリンクラーヘッドの内部で固着する問題について、施工方法にかかる注意喚起を目的としたリーフレットを作成し、HP に掲載した。

### (7) ステンレス管の流量係数見直しにかかる告示基準改正案の検討 (了)

ステンレス管の流量係数を C=130 から C=140 への見直しを目的とした配管の摩擦損失計算基

準の改正案が示され、消防庁より当工業会へ技術的助言を求められた。JIS規格との整合、市場流通品の現状等を加味した改正基準案を提言し、平成28年消防庁告示第8号として発出された。

**(8) スプリンクラー設備に用いられる集熱板の効果確認について (了)**

消防法令上でも既に「集熱板」は廃止されているが、現在も集熱板の設置が散見されることを憂い、集熱板の集熱効果を確認する実験を行った。結果、今回の実験においては、集熱効果は確認されなかった。工業会としては、引き続き集熱板の集熱効果は期待できないというスタンスを取ることにした。

**(9) 水系消火設備配管内に水素ガスが発生する事象にかかるリーフレット作成 (了)**

亜鉛メッキと水が反応して水素ガスが発生し、特定の条件が重なると、配管内等に滞留して改修工事等の際に発火するおそれがある件について、注意喚起を目的としたリーフレットを作成し、HPに掲載した。

**(10) 平成27年度第2回日本消火装置工業会会員向け勉強会の開催 (了)**

水道連結型スプリンクラー設備の機能・構造、水道業界特有の設計・工法、不具合事例の紹介などについて、本会会員の前田バルブ工業(株)からの講師派遣協力を頂き、勉強会を開催した。

**(11) 巻出し管継手の施工上の注意喚起リーフレット作成 (了)**

スプリンクラー設備施工物件において、施工後半年しか経過していないにもかかわらず、ステンレス製巻出し管継手が破断し、漏水事故が発生した。メーカーが詳細調査した結果、繰り返し曲げ応力を加えたことによる疲労破断であると断定された。この報告を受け、施工上の注意喚起を目的としたリーフレットを作成し、HPに掲載した。

**(12) ドレンチャー設備の定期検査基準 (了)**

日本建築防災協会の要請により、防火設備定期検査研究会に委員を派遣し、当工業会はドレンチャー設備の検査基準の立案を担当した。建築基準法で定義されているドレンチャー設備は、技術基準が明確に定まっておらず、実績もほとんど無いことから、開放型スプリンクラー設備や水噴霧設備の点検基準を参考に当該検査基準案を作成し、終了した。

**3. 関連作業部会**

当年度はなし。

以 上